

「学校安心ルール」2026年度 大阪市立東勝山小学校

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと		・嘘をつかない	・ルールを守る	・人に親切にする	・勉強する
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間におくれる ・学習の用意をしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・からかう、ひやかす、ちょっかいをかける ・人の物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導を素直に聞こうとしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・人の気持ちを大切にできない ・物を大切にできない ・決まりを守れない 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・個別指導および家庭連絡
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のじゃまや友だちの学習の邪魔をする ・授業に関係のない話をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・無視や仲間外れをする ・悪口、かげ口を言ったり書いたりする ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・人をわざと押す、たたく ・人の物を隠す、落書きをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導を無視したり、反抗したりする ・人や物にあたる 	<ul style="list-style-type: none"> ・親の許可なく、お金や物のやり取りをする ・人に迷惑の掛かる遊びをやり続ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教職員による個別指導 ・家庭連絡
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・教室を抜け出し、授業を受けようとししない ・授業中、わざと騒ぐ、立ち歩く ・授業をわざと妨害する 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう ・人の物をわざとこわしたり、すてたりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・挑発行為を行う ・暴力行為を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・物を盗む、壊す ・万引きや、私有地などに無断で入る 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教職員による個別指導 ・家庭連絡・関係諸機関と連携した指導
第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。					

<ルール表作成上の留意点>

- ※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。
- ※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。
- ※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）